

災害等緊急事態における必要物資の供給及び救援活動の協力に関する協定書

山形市（以下「甲」という。）と株式会社ヤマザワ（以下「乙」という。）とは、山形市において災害等緊急事態が発生した場合の必要物資の供給及び救援活動の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、山形市域において災害等緊急事態が発生した場合に、乙が甲に対して実施する必要物資の供給及び被災者の救援活動の協力について、必要な事項を定めるものとする。

（必要物資の範囲）

第2条 乙は、次に掲げる物資のうち、災害等緊急事態の発生時において、乙が保有し、又は調達可能な物資を甲に供給する。

- （1）飲料水
- （2）食料品
- （3）日用品
- （4）その他甲が指定する物資

（救援活動の協力内容）

第3条 甲は、乙に対し、次に掲げる救援活動について協力を要請することができ、乙は、この要請に対し可能な限り協力するものとする。

- （1）乙の山形市内の各店舗において、被災者に対し駐車場を一時的な避難場所として提供すること。
- （2）乙の山形市内の各店舗において、被災者に対し水道水、トイレ等を提供すること。
- （3）乙の山形市内の各店舗において、被災者に対し甲が広報する情報及びテレビ・ラジオ等で知り得た災害情報を提供すること。
- （4）その他甲が救援活動として必要と認めること。

（要請の手続）

第4条 前条の規定による協力の要請は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等をもって要請し、事後に文書を提出するものとする。

（必要物資の引渡し）

第5条 第2条に規定する物資の引渡しは、原則として乙が指定する場所で行うものとし、甲は、当該場所へ職員を派遣し、当該物資の内容等を確認のうえ、引き受けるものとする。

(連絡責任者)

第6条 甲及び乙は、この協定の履行に関する連絡責任者を定め、相手方に通知するものとする。連絡責任者を変更したときも同様とする。

(必要物資の価格及び救援活動協力の経費)

第7条 第2条の規定により供給した物資の価格は、災害等緊急事態が発生する直前における適正な価格とし、第3条の規定による救援活動協力の実施に要した経費は、甲及び乙が協議して決定するものとする。

(経費の負担)

第8条 甲は、物資の供給及び救援活動協力の実施に要した経費を負担するものとし、乙からその支払について請求があったときは、遅滞なく乙に支払うものとする。

(有効期限)

第9条 この協定の有効期限は、協定締結の日から3年間とし、有効期限の延長等については、甲及び乙が協議して定めるものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙両者記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

平成19年11月12日

甲 山形市旅籠町二丁目3番25号

山形市

山形市長

市川 昭 男



乙 山形市あこや町三丁目8番9号

株式会社ヤマザワ

代表取締役社長

板垣 宮 雄

